

# 平成30年10月 北見市社会福祉協議会正規職員採用試験実施要領

平成30年8月13日

## 1. 募集職種及び受験資格等

職 種	採用人員	性 別	職 務 概 要
地域福祉総合職	1名	問わず	社会福祉に関する業務全般及び一般事務 ・地域福祉活動の推進・ボランティア活動の推進 ・福祉サービス利用援助事業 ・相談援助業務（自立支援・就労支援・後見業務） ・障がい者、高齢者等の当事者やその家族への主体的活動への支援・介護保険事業 ・生活支援体制整備事業・認知症施策推進事業

## 2. 受験資格

次の（１）から（６）までの全ての要件を満たす者

- （１）年齢29歳までの者 ※長期勤続によるキャリア形成を図るため
- （２）短大・専門学校卒業以上の学歴で福祉に熱意と関心がある者。
- （３）採用後、福祉や介護に関する国家資格取得に意欲のある者。  
（現在、社会福祉に関する資格取得者（任用資格含む）はなお可）
- （４）普通自動車の運転免許を有する者  
パソコン操作（ワード・エクセル）ができる者
- （５）次のいずれも該当しない者
  - ア 成年被後見人及び被保佐人
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 3. 試験方法及び日時等

試 験 科 目	日 時 等
面接試験	◎日 時：平成30年9月10日（月）午前10時00分から ◎場 所：北見市総合福祉会館 2階1号会議室（北見市寿町3丁目4番1号） ※書類選考合格者を対象とします。 ※試験に要する交通費等の費用は、支給いたしません。

## 4. 合格発表

平成30年9月13日（木）に合格者及び不合格者には郵送で通知する。

（可否の判定に対する問合せは受付いたしません。）

## 5. 受験手続き等

提出書類	・履歴書・個人調査票 ・福祉関係資格の写（社会福祉士などの資格取得証明書、免許証等） ※提出書類は返却いたしません。
申込書記載上の注意	記載事項に虚偽の内容があるときは、受験及び採用資格を失うことがある。 記入はすべて自筆とし、黒のペンかボールペンを用い、楷書でていねいに書くこと。

## 6. 受付期間等

平成30年8月13日（月）から平成30年9月5日（水）までの、午前9時00分から午後5時30分まで。（土・日を除く）

※郵送の場合は、平成30年9月5日（水）までに到着したものに限り受付します。（簡易書留郵便によること。）

申し込み 問合せ先	〒090-0065 北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会総務課総務係（電話 61-8181）
--------------	---

## 7. 採用

- (1) 合格者は、平成30年10月1日に採用する予定です。
- (2) 採用後においては、人事異動により各課・各支所等の業務に従事することがあります。

## 8. 待遇、勤務条件等

- (1) 採用された職員は、年齢が満60歳に達した日以降における年度の末日をもって定年退職するものとします。継続再雇用規程にて希望する者は65歳まで雇用されます。
- (2) 初任給等  
初任給は、平成30年4月1日現在で「大学卒168,600円・短大卒（専門学校卒）151,500円」ですが、学歴、経験年数に応じて額が変わります。このほかに、支給条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。
- (3) 勤務日、勤務時間等  
原則として月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分まで、1日7時間45分、週38時間45分です。所定労働時間を超える労働があります。
- (4) 勤務を要しない日  
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、夏季休暇（6月から10月の間に3日間）、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）。
- (5) 勤務場所  
北見市社会福祉協議会の本所又は支所
- (6) その他  
年次有給休暇、特別休暇、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険があります。  
※ 採用されるまでに規程等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## 9. 問い合わせ先

〒090-0065

北見市寿町3丁目4番1号 北見市総合福祉会館内  
社会福祉法人北見市社会福祉協議会 総務課総務係  
TEL：0157-61-8181（代表）

# 個人調査票

氏 名

1. 志望の動機

---

---

---

2. 自分の長所・短所

---

---

---

3. ボランティアなどの社会貢献の経験

---

---

---

4. 日頃から心がけていること

---

---

---

5. スポーツ・文化活動などの経験

---

---

---